

生活保護法・中国残留邦人等支援法指定施術機関届出事項一覧

届出を要する事項	指定申請書	誓約書	免許証写し	会員証明書	契約書	廃止届書	変更届書	休止届書	再開届書	辞退届書	処分届書	
<p>(1) 施術者が新たに指定を受ける場合</p> <p>※1 下記協定団体の会員である施術者については、会員証明書の提出が必要です。</p> <p>※2 下記協定団体の会員でない施術者については、契約書2部の提出が必要です。</p> <p>【協定団体】</p> <p>柔道整復師</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人 長崎県柔道整復師会 ・協同組合 日本柔整総研・日本鍼灸総研 <p>あん摩マッサージ指圧師、はり・きゅう師</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人 長崎県鍼灸師会 ・一般社団法人 長崎県鍼灸マッサージ師会 ・一般社団法人 長崎県視覚障害者協会 ・協同組合 日本柔整総研・日本鍼灸総研 	○	○	○	※1	※2							
<p>(2)</p> <p>既に指定施術機関または指定助産機関である場合</p> <p>・施術者の氏名の変更</p> <p>【施術所を開設している場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施術所の名称変更 ・施術所の所在地の変更 <p>【施術所を開設していない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施術者の住所の変更 ・勤務する施術所の名称変更★ ・勤務する施術所の所在地変更★ ・勤務する施術所の変更★ ・勤務する施術所の追加★ <p>※★印は厚生労働省令で定める変更事項ではありませんが、施術の給付の事務処理上、把握の必要がありますので届出をお願いします。</p>							○					
	<p>・施術者が死亡し、あるいは失踪の宣告を受けた場合</p> <p>・施術者が当該業務を中止した場合</p> <p>※3廃止届には、指定通知書を添付してください。紛失した場合は、紛失届を提出してください。</p>						○					
	<p>・施術者が自己の意志により当該業務を休止したとき</p>								○			
	<p>・当該業務を休止した施術者が当該業務を再開したとき</p>									○		
	<p>・指定施術機関の指定を辞退しようとするとき</p> <p>※辞退届を届け出た日から30日以上予告期間が必要です。</p>										○	
	<p>・他法による処分を受けた場合</p>											○

※変更、廃止、休止、再開が生じた場合は、10日以内に届出が必要です。

生活保護法・中国残留邦人等支援法指定施術機関の指定に必要な書類

※指定については、施術者個人を指定します。同一施術所で複数の施術者が生活保護及び支援給付受給者へ施術を行う場合は、施術者ごとの申請が必要です。

※指定日は、原則申請を受理した日となります。ただし、本県との【協定団体】へ加入していない場合は、本県と施術者との契約締結日が指定日となります。

【協定団体】

あん摩マッサージ指圧	はり・きゅう	柔道整復
(一社) 長崎県鍼灸師会	(一社) 長崎県鍼灸師会	(公社) 長崎県柔道整復師会
(一社) 長崎県鍼灸マッサージ師会	(一社) 長崎県鍼灸マッサージ師会	(協組) 日本柔整総研・日本鍼灸総研
長崎県あん摩マッサージ指圧師会	長崎県あん摩マッサージ指圧師会	
(一社) 長崎県視覚障害者協会	(一社) 長崎県視覚障害者協会	
(協組) 日本柔整総研・日本鍼灸総研	(協組) 日本柔整総研・日本鍼灸総研	

☆【協定団体】に加入している施術者の皆さま

○1～4の書類(各1部)を提出してください。

☆【協定団体】に未加入の施術者の皆さま

○1～3の書類(各1部)及び5(2部)を提出してください。

- 申請書・・・○「生活保護法・中国残留邦人等支援法指定施術機関指定申請書」
○申請書の裏面の注意事項及び記載要領並びに別紙記入例をよくお読みになり記入してください。
- 免許証写し・・・○指定を受けようとする業務の種類(あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう、柔道整復)の免許証の写し
- 誓約書・・・○「生活保護法第55条第2項において準用する同法第49条の2第2項各号(第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く)に該当しない旨の誓約書
○指定申請に係る施術者が、指定の欠格事項に該当しないことを誓約する書面です。
- 会員証明書・・・○指定申請する施術者が【協定団体】に所属していることの証明書
- 契約書・・・○【協定団体】に未加入の場合は、知事との個別契約が必要になります。業務の種類ごとに契約書様式を用意しておりますので、該当の契約書2通に施術者の住所及び氏名を記入の上、2通とも提出してください。
なお、日付は空欄にしてください。
○【協定団体】に加入している場合は提出は不要です。